

「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 4 年 1 月 1 3 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただき、うち1件は本件に関する御意見、残り1件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	御意見に対する考え方
1	異論ありませんが、船舶業界が不振であることを考えると、この調査が徹底できるのか不安もあります。どのような徹底策をお考えでしょうか？	船舶に係る石綿等の使用に関する事前調査について、関係省庁とも連携を図りながら、船舶関係の事業者や関係団体に対する改正内容の周知を図るとともに、事前調査の実施について指導を徹底することで、適正な実施に努めてまいります。